

掛川市規則第17号

掛川市指定特定相談支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成25年3月27日

掛川市長

(別紙)

掛川市指定特定相談支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

掛川市指定特定相談支援事業者等の指定等に関する規則（平成24年掛川市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第2条から第4条までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第5条中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同条第1号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第6条中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

様式第5号を次のように改める。

受付番号	
------	--

業務管理体制整備事項届出書
 (指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者)

年 月 日

(あて先) 掛川市長

所在地
 届出者 名称
 代表者 ㊟

特定相談支援事業（障害児相談支援事業）の業務管理体制の整備（区分変更）をしたので、次のとおり届け出ます。

		事業者番号								
届出の内容		<input type="checkbox"/> 業務管理体制の整備				<input type="checkbox"/> 区分変更				
事業者	フリガナ 名 称	-----								
	主たる事務所の所在地	〒								
	電話番号					F A X				
	法人の種類別									
	代表者	フリガナ 氏 名	-----							
		職 名				生年月日		年 月 日		
住 所		〒								
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の62第1項第2号から第4号及び児童福祉法施行規則第25条の26の9第1項第2号から第4号に基づく届出事項	第2号	法令遵守 責任者	フリガナ 氏 名	-----						
			生年月日	年 月 日						
	第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要								
		第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要							
区 分 変 更	変更前行政機関の名称及び担当部局課名									
	事業者番号									
	変更理由									
	変更後行政機関の名称及び担当部局課名									
	変更年月日									

(注) 「届出の内容」の欄は、該当する項目にレ印を記入してください。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。